



平成 21 年 2 月 20 日
国 土 交 通 省

平成 20 年度 公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について

公共工事を適切に実施するためには、請負者による適正な施工体制の確保が重要であることから、国土交通省では平成 14 年度から、稼働中の国土交通省直轄工事を対象に「施工体制に関する全国一斉点検（以下、「一斉点検」という。）」を年 1 回実施しております。

7 回目となる今回も、平成 20 年 10 月から 11 月にかけて一斉点検を実施し、別添の通り結果を取りまとめましたのでお知らせします。

※結果の詳細については、国土交通省 HP「報道発表資料」をご確認下さい。

- 全体で 1,114 件の工事（稼働中工事 8,063 件の約 14%）を点検。このうち低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「低入札工事」という。）は 194 件（稼働中工事 194 件の 100%）、それに準じて重点的な監督業務を実施する工事は 290 件（稼働中工事 1,039 件の約 28%）。
- 点検を実施した工事のうち約 3 割（325 件、約 29%）の工事で、書類の不備など軽微な改善事項が見られたものの、建設業法違反が明らかに認められた工事は無かった。
- 一方で、点検結果は全般的に毎年改善されており（H19:512 件、約 45%）、“建設業法”や“公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「適正化法」という。）”に関する理解の浸透が着実に進んでいることが伺え、特に建設業許可票の掲示（改善すべき事項がある工事の割合は、H14:75.6%→H20:1.7%）や施工体系図の掲示（同 H14:18.6%→H20:0.9%）などで顕著である。
- 平成 19 年度の点検結果において、改善すべき事項が比較的多く確認された“明確な工事内容での契約（同 H19:17.8%→H20:14.8%）”については今後も特に着目していく必要があるものの、“請負代金の適切な支払い方法（同 H19:6.2%→H20:2.6%）”及び“施工体制台帳の備え付け（同 H19:7.9%→H20:2.8%）”については大きく改善している。
- また、施工体制確認型総合評価方式（以下、「施工体制確認型」という。）とその他の入札方式を採用した工事について比較した結果、施工体制確認型の方が「改善すべき事項のあった工事の割合」が約 7%低く、適切な施工体制を確保する観点からの有効性が確認された。
- 国土交通省では、適正な施工体制の一層の確保を図るため、本点検結果を踏まえつつ、引き続き通常の監督及び検査業務を通じて対策を講じていく。

<問合せ先>

国土交通省大臣官房技術調査課	工事監視官	松崎 實
TEL (03)5253-8111 (内線 22306)	直通 (03)5253-8221	
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課	課長補佐	福岡 和弥
TEL (03)5253-8111 (内線 23463)	直通 (03)5253-8239	
国土交通省港湾局技術企画課	課長補佐	幸田 勇二
TEL (03)5253-8111 (内線 46522)	直通 (03)5253-8905	
国土交通省航空局空港部技術企画課	課長補佐	古賀 博
TEL (03)5253-8111 (内線 49553)	直通 (03)5253-8727	

一点検結果の概要

1. 今年度の点検結果の傾向

- 全体で 1,114 件の工事（稼働中工事 8,063 件の約 14%）を点検。このうち低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「低入札工事」という。）は 194 件（稼働中工事 194 件の 100%）、それに準じて重点的な監督業務を実施する工事は 290 件（稼働中工事 1,039 件の約 28%）。
- 点検を実施した工事のうち約 3 割（325 件、約 29%）の工事で、書類の不備など軽微な改善事項が見られたものの、建設業法違反が明らかに認められた工事は無かった。
- 一方で、点検結果は全般的に毎年改善されており（H19:512 件、約 45%）、“建設業法”や“公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「適正化法」という。）”に関する理解の浸透が着実に進んでいることが伺える。

2. 点検項目別の結果概要

※ [] は平成 19 年度点検結果

（Ⅰ）基本点検項目

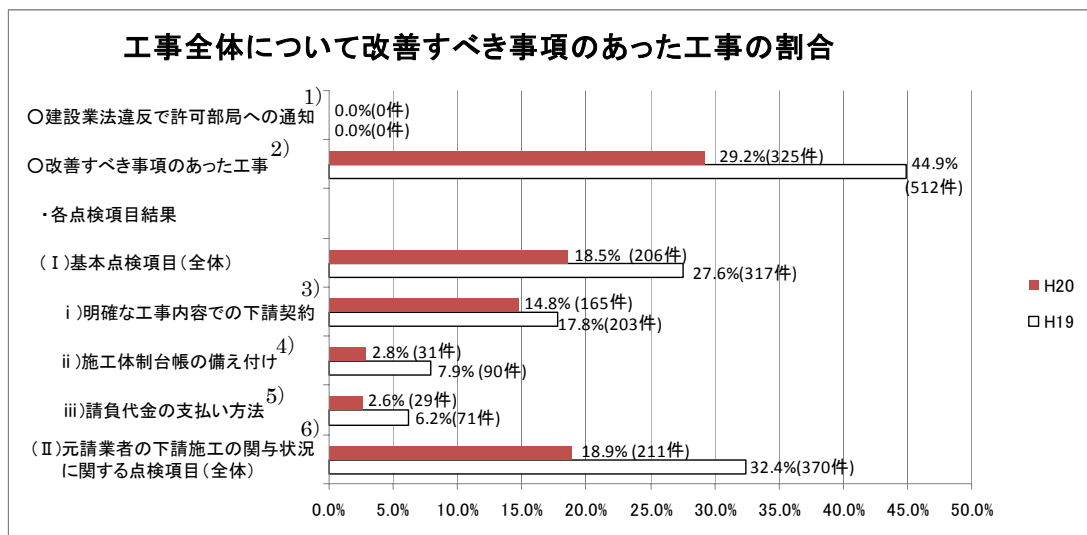
- 改善すべき事項が見つかった約 19%（206 件）{約 28%（317 件）}の工事について請負業者に改善を求めた。
- 建設業法で義務付けられた「施工体制台帳の備え付け」や「建設業許可票の掲示」の履行については、ほぼ全ての工事（約 97%）で確認された。
- 元請業者と下請業者の契約が「明確な工事内容」となっていることについて、改善すべき事項が約 15%（165 件）{約 18%（203 件）}の工事で確認された。

（Ⅱ）元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

- 昨年度より改善したものの、約 19%（211 件）{約 32%（370 件）}の工事について請負業者に改善を求めた。
- このうち、改善すべき事項が多かった調査項目は、労働災害の防止等の観点から作業手順書を作成することについての管理（約 4%（44 件））、下請業者の安全衛生責任者が従事していることの把握（約 2%（26 件））及び下請施工に関する段階確認の実施（約 2%（19 件））が工事関係資料で確認できなかった。

（Ⅲ）下請業者への点検項目

- 下請業者の主任技術者の配置状況は、点検を行った全工事において良好な結果であった。
- 下請業者 777 社に対してヒアリングを行ったところ、下請負代金の額に対する元請業者への不満（2 件）や、下請負代金の変更時期が工期末であることに関する元請業者への不満（1 件）等が寄せられた。



- 1) 監理技術者等が必要な資格や講習を受講していない場合や、下請業者が必要な建設業許可を持たないで工事を行っている場合等の明らかな建設業法違反があった工事。
- 2) 明らかな建設業法違反ではないが、何らかの改善すべき事項があった工事。
- 3) 建設業法で規定されている契約書に記載しなければならない事項等の記載が不明確な工事。
- 4) 施工体制台帳について、記載漏れや添付資料の不足等があった工事。
- 5) 下請契約の契約書等において、請負代金の支払い方法が未記載及び不適切な内容であった工事。
- 6) 作業手順書の作成・指導・監督、安全衛生責任者の常駐把握、下請施工に関する段階確認または施工状況検査の実施、災害防止協議会の設置と開催、下請業者に対する安全管理の指導などの項目で改善すべき事項があった工事等。

2. 特徴的な点検項目

(1) 平成19年度の点検結果において改善すべき事項が多く確認された調査項目

平成19年度の点検結果において、改善すべき事項が多く確認された“明確な工事内容での契約（同 H19:17.8%→H20:14.8%）”については引き続き改善すべき事項が多く確認されており、今後も着目していく必要があるものの、“請負代金の適切な支払い方法（改善すべき事項がある工事の割合は、H19:6.2% →H20:2.6%）”及び“施工体制台帳の備え付け（同 H19:7.9%→H20:2.8%）”については大きく改善している。

i) 明確な工事内容での下請契約

約 15%（165 件）の不備があり、内容は材料費と機械費が明記されていないものが約 7 割であった。

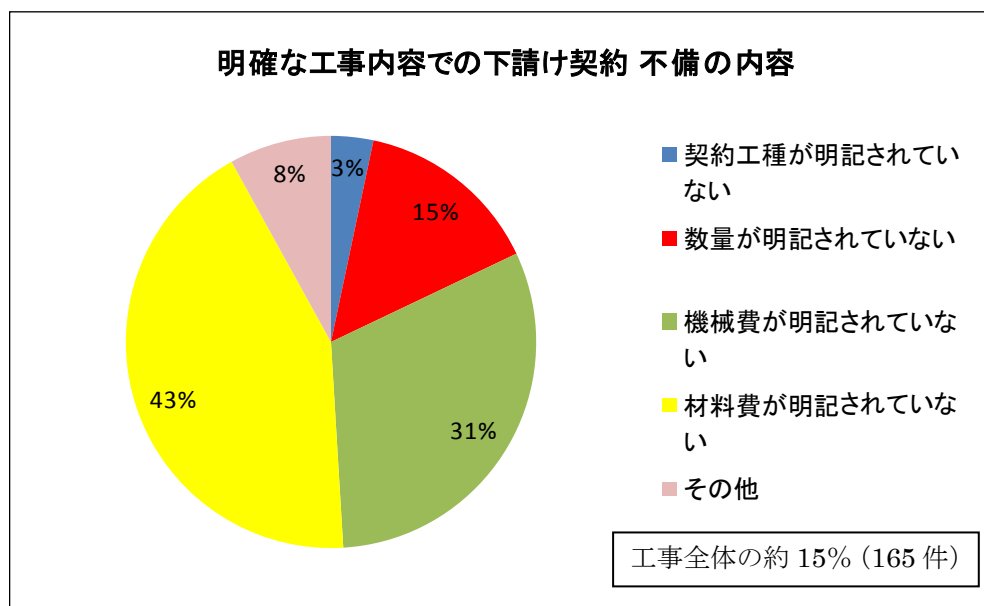
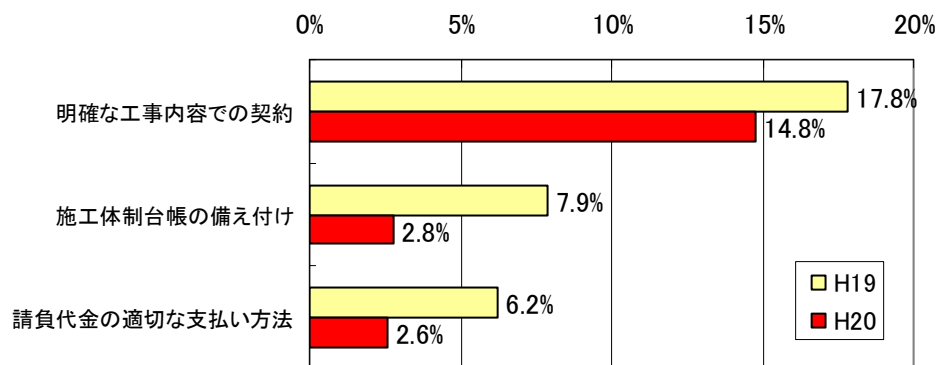
ii) 施工体制台帳の備え付け

約 3%（31 件）の不備があり、内容は、添付資料や資料の記載の不足が約 8 割であった。

iii) 請負代金の支払い方法

約 3%（29 件）の不備があり、内容は記載の無いものが約 4 割強であった。

なお、i) ～ iii) における不備に対する主な理由は、添付忘れや確認不足等であった。

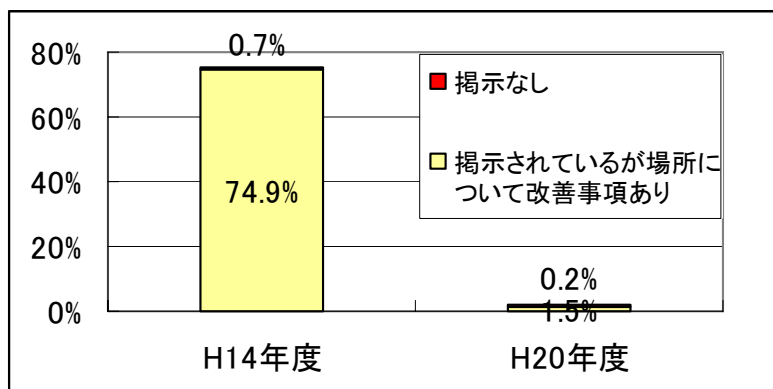


(2) 特に改善がみられている調査項目

1) 建設業許可票の掲示

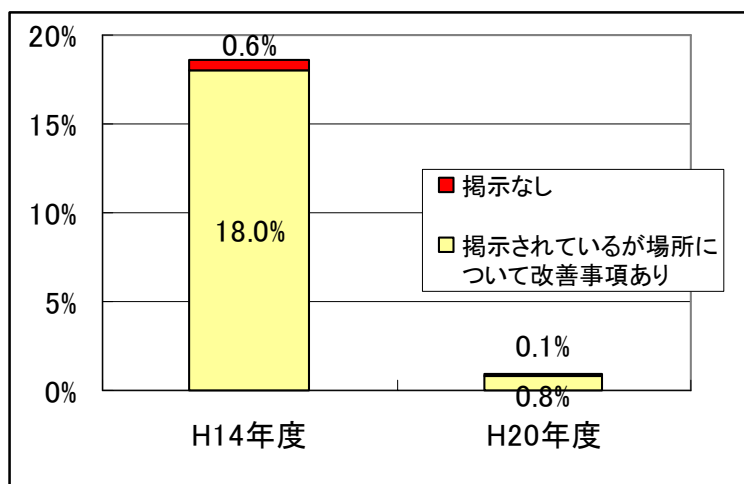
建設業許可証の掲示は、建設業法第 40 条において、建設工事の現場ごとに公衆の見やすい場所に掲示することが、建設業者に義務づけられている。

点検を開始した平成 14 年度においては、概ね全ての工事で掲示はされていたものの、建設業法や適正化法の趣旨が十分に浸透しておらず、74.9%の工事で、提示場所に改善すべき点が見つかったが、平成 20 年度においては、概ね全ての工事で、適切な場所に掲示が行われており、大幅な改善がみられる。



2) 施工体系図の掲示

施工体系図は、当該工事現場の関係者や公衆の見やすい場所に設置することが、公共工事の請負業者に対して義務づけられている（建設業法第24条の7第4項、適正化法第13条第3項）。点検を開始した平成14年度においては、概ね全ての工事で掲示されていたものの、18%の工事で掲示する場所に不適切な点が見受けられたが、平成20年度には概ね全ての工事で、適切な場所に掲示が行われていた。



3. 直轄土木工事における施工体制確認型の有無について（平成20年度新規）

今年度は直轄土木工事について、新たに施工体制確認型とその他の工事について改善事項のあった工事件数の割合を比較した。その結果、施工体制確認型における改善すべき事項のあった割合は約29%（174件）、その他の工事の場合は約36%（102件）と、その有効性（7%の差）が得られた。特に、「(Ⅱ) 元請業者の下請施工の関与状況に関する点検項目」では施工体制確認型における改善すべき事項のあった割合が6%程度低く、その有効性が確認された。

